

用途廃止申請の添付書類等について

- 1 用途廃止申請書（正本1部・副本1部）
- 2 位置図（縮尺1 / 1,000～1 / 5,000）
 - ・方位を記載してください。
 - ・申請財産の箇所を赤色で明示（着色）してください。
- 3 法務局備付公図写し
 - ・申請日から起算して3か月以内に調査したものとしてください。
 - ・用途廃止をすることにより影響がおよぶ範囲までの公図（用途廃止する路線の起点から終点まで）を提出してください。
 - ・申請財産の箇所を赤色で明示（着色）してください。
 - ・公図写しには町（村）大字、字、地番、地目および土地所有者名を記入してください。
 - ・公図写しまたは転写したものは、法務局名および調査日を記入し、作成者の記名押印をしてください。
- 4 現況平面図（縮尺1 / 250～1 / 500）
 - ・方位を記載してください。
 - ・申請財産の箇所を赤色で明示（着色）してください。
 - ・作成者が保有する資格を記載のうえ、記名押印をしてください。
- 5 求積図（縮尺1 / 250～1 / 500）
 - ・申請財産を座標系により小数点第二位まで求積し、面積求積表に記入してください。
 - ・作成者が保有する資格を記載のうえ、記名押印をしてください。
- 6 横断図（縮尺1 / 50～1 / 100）
 - ・申請財産の幅員を記載してください。
 - ・作成者が保有する資格を記載のうえ、記名押印をしてください。
- 7 利害関係人の用途廃止に関する同意書
 - 【利害関係者の範囲】
 - ① 隣接土地所有者（点で接する土地も含む）
 - ② 自治会長
 - ③ その他、市が利害関係人であると判断した者

8 隣接土地所有者一覧表

- ・申請日から起算して3か月以内に調査したものとしてください。
- ・申請者に関する箇所は黄色で着色してください。
- ・法務局名および調査日を記入し、作成者の記名押印をしてください。

9 登記簿謄本（申請財産が有地番の場合）

- ・申請日から起算して3か月以内に調査したものとしてください。

10 境界確定協定書の写し

- ・申請財産に関する境界確定協定書を添付してください。

11 現況写真

- ・カラー写真で撮影したものを添付してください。
- ・申請財産を赤色で明示（着色）してください。

12 その他（その他必要と認められる場合）

- ・埋設物等の確認（上下水道管等）

※埋設物がある場合、用途廃止申請者負担にて移設等が必要となります。

- ・代替施設の寄付

※用途廃止する里道・水路の機能を代替する施設を市に寄付する場合、寄付する施設の価格の範囲内で里道・水路の譲与を受けることができます。

ただし、用途廃止申請前から当該里道・水路を申請者が占用し、実質的に里道・水路の機能が失われている場合は、代替施設を寄付しても従前の里道・水路の譲与を受けることはできません。くわしくは財政課にご確認ください。